

# **介護保険制度の見直し案について**



# 介護保険制度改革の経緯・スケジュール

平成 9年12月 介護保険法成立  
(法附則において施行後5年後の見直しを規定)

第1期 平成12年 4月

介護保険法施行

平成15年 4月

第2期事業計画期間開始 (~17年度)  
1号保険料の見直し、介護報酬改定

平成16年

制度見直し案作成作業

(社会保障審議会・介護保険部会)

平成15年5月

介護保険部会設置

平成16年7月30日

介護保険部会意見取りまとめ

12月10日

被保険者・受給者の範囲について意見  
とりまとめ

第2期

平成17年 2月

制度改正法案を通常国会に提出

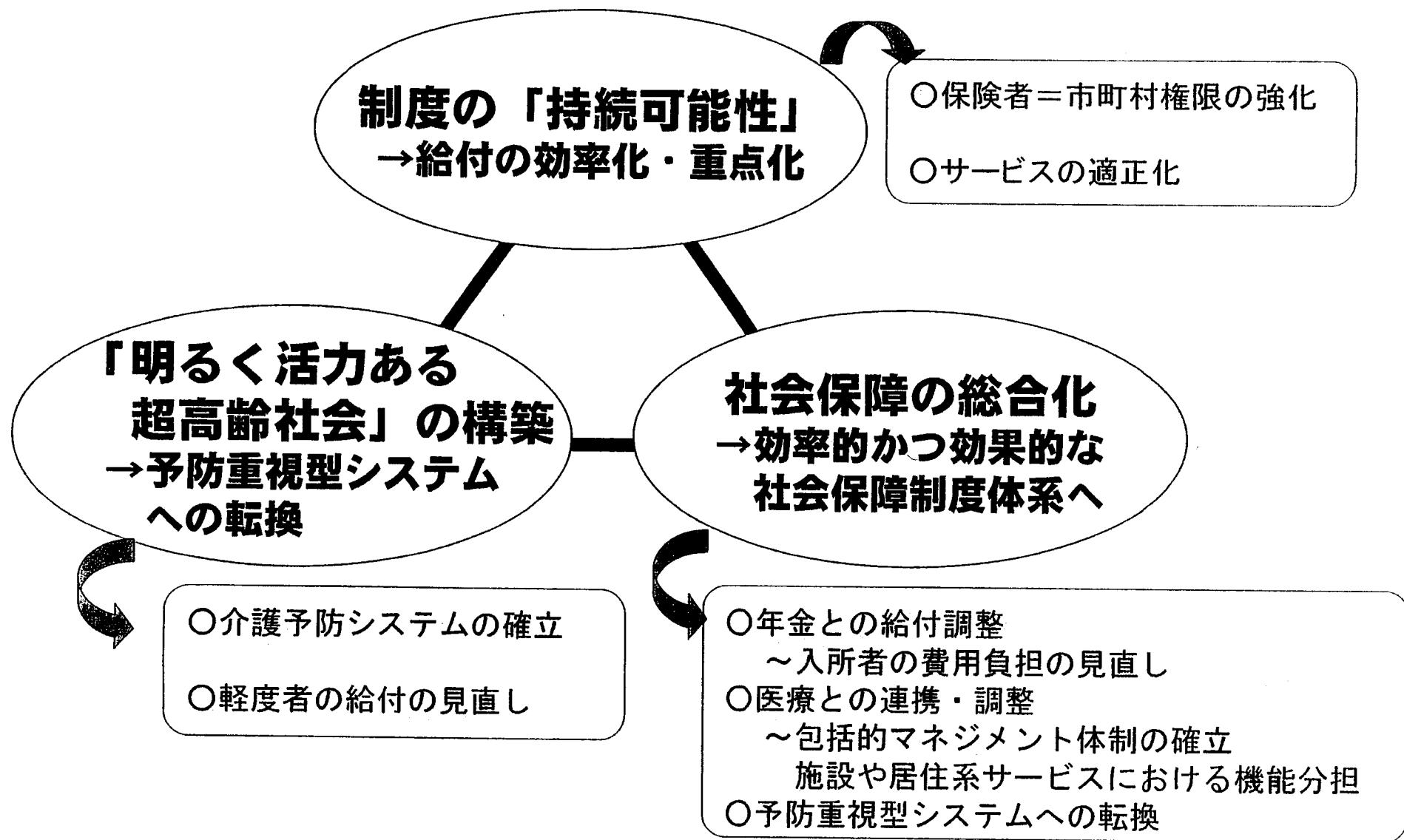


※平成18年4月施行 (一部は17年度中に施行)

第3期 平成18年 4月

第3期事業計画期間開始  
1号保険料の見直し  
介護報酬・診療報酬の改定

# 見直しの基本的視点



# 介護保険制度改革の主な内容

## [ 具体的内容 ]

予防重視型システムへの転換

新予防給付の創設、地域支援事業(仮称)の創設

施設給付の見直し

居住費用・食費の見直し、低所得者等に対する措置

新たなサービス体系の確立

地域密着型サービスの創設、地域包括支援センターの創設、居住系サービスの充実(有料老人ホームの見直し等)、医療と介護の連携の強化、地域介護・福祉空間整備等交付金(仮称)の創設

サービスの質の向上

情報開示の標準化、事業者規制の見直し、  
ケアマネジメントの見直し

負担の在り方・制度運営の見直し

第1号保険料の見直し、市町村の保険者機能の強化、要介護認定の見直し、介護サービスの適正化・効率化

被保険者・受給者の範囲

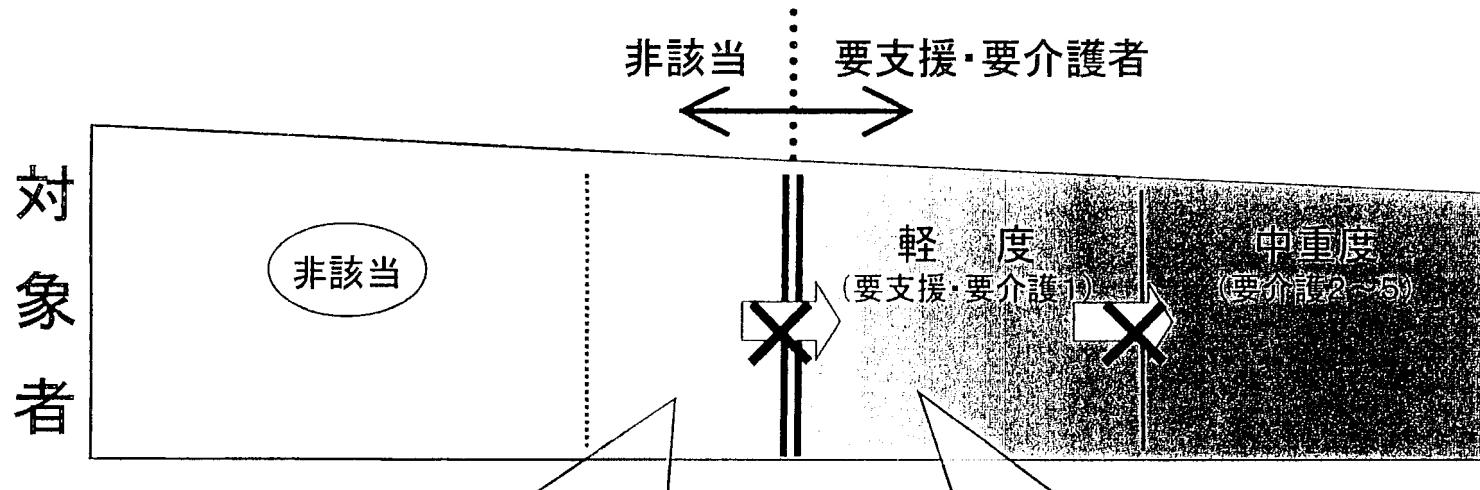
社会保障制度の一体的見直しと併せて検討、その結果に基づいて、平成21年度を目途として所要の措置を講ずる

※施行:平成18年4月(但し施設入所費用の見直しについては平成17年10月施行)

# 介護予防の推進

〈新たな介護予防システムの確立〉

- 「地域支援事業」の創設
- 「新・予防給付」の創設
- 市町村が責任を持って実施

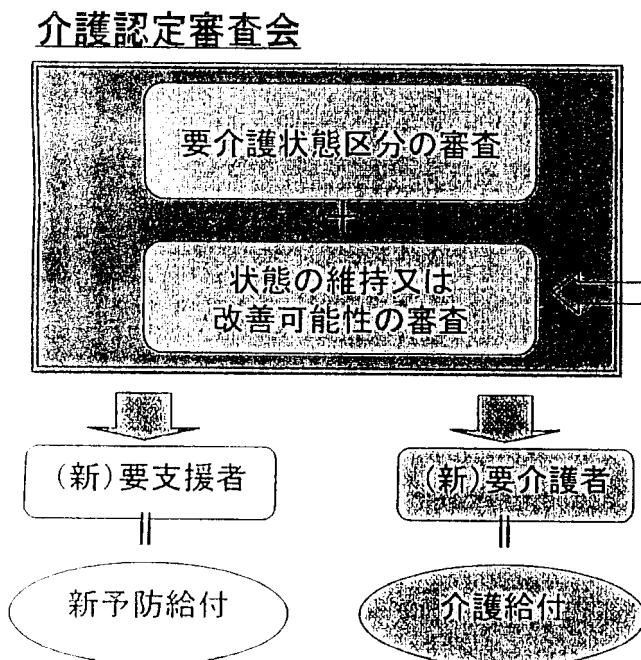


「地域支援事業(仮称)」の導入  
要支援・要介護状態に陥るおそれがある者(高齢者人口の5%程度)等を対象とした介護予防事業の実施

「新・予防給付」の創設  
軽度者に対する給付内容、マネジメントシステムを介護予防の視点から見直し

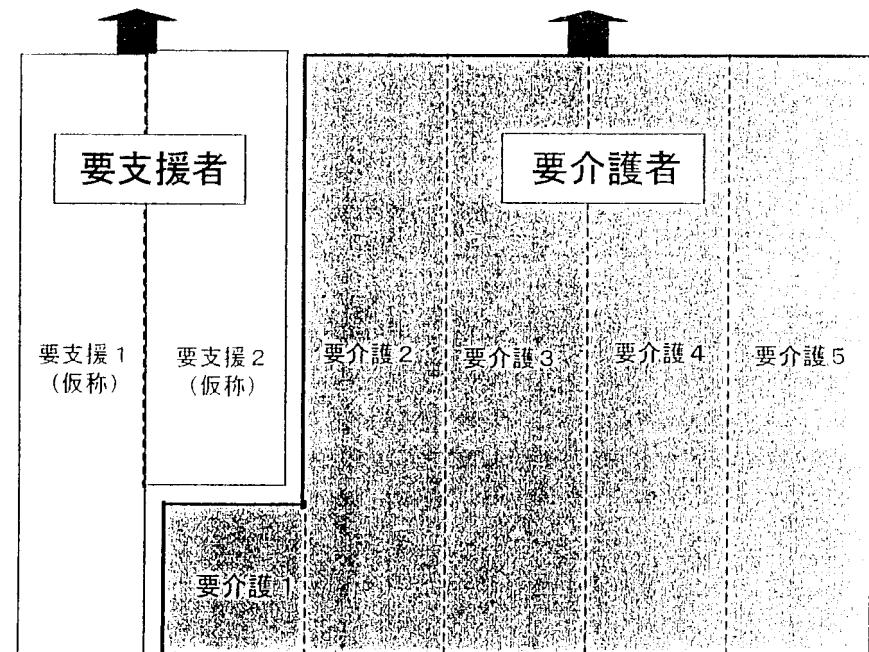
一貫性・連続性のある総合的介護予防システムの確立

## 介護認定審査会における新予防給付 対象者選定のイメージ



## 保険給付と要介護状態 区分のイメージ

予防給付 介護給付



現行区分： 要支援 要介護 1 要介護 2 要介護 3 要介護 4 要介護 5

# 介護予防のメニュー

新予防給付のメニューには、デイサービスやホームヘルプサービスなどの従来からのサービスについても、内容の見直しを行い盛り込むとともに、筋力向上トレーニングなどの新しいサービスも新たに盛り込む予定。

## ①既存サービスの評価・検証

⇒生活機能の維持・向上の観点から内容・提供方法・提供期間等を見直し

訪問介護(ホームヘルプ)  
通所介護(デイサービス)  
通所リハビリテーション  
福祉用具貸与  
訪問看護  
ショートステイ  
グループホーム 等

➡ 内容・提供方法を見直し

※単に生活機能を低下させるような家事代行型の訪問介護については、原則行わないものとし、例外的に行う場合でも、必要性について厳格に見直した上で、期間や提供方法等を限定する。

## ②新たなサービスの導入

⇒効果が明らかなサービスについて市町村モデル事業等を踏まえ導入

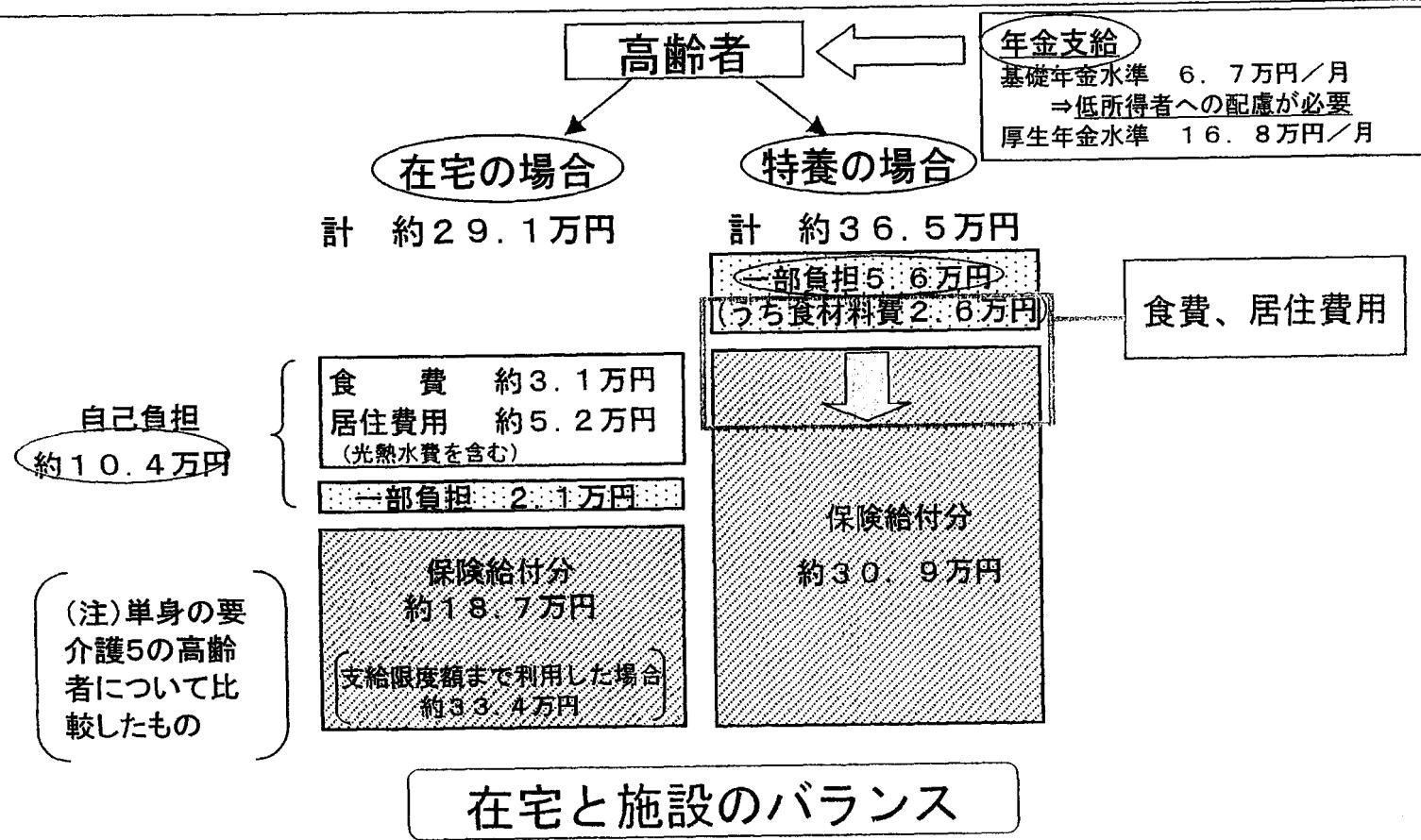
筋力向上  
栄養改善  
口腔機能向上

➡ ・新たにメニュー化  
・既存サービスの中でも実施

※認知症(痴呆)予防、うつ予防、閉じこもり予防を地域支援事業において実施

# 施設給付の見直し

- 施設における食費、居住費用は在宅と同様、保険外（利用者負担）とする  
  〈居住費用〉 個室：減価償却費+光熱水費相当  
                多床室：光熱水費相当  
  〈食    費〉 食材料費+調理コスト相当
- 低所得者対策
  - ・市町村民税非課税の世帯には、負担の軽減措置（介護保険制度で補足給付）
  - ・基礎年金以下の層には特に配慮



○ 諸外国の介護施設では、食費、居住費は自己負担が原則

	ドイツ	イギリス	フランス	スウェーデン	アメリカ
利用者負担	<p>食費・居住費用、給付限度額を超える部分は<u>自己負担が原則</u>（※）。</p> <p>低所得者については、州の社会扶助（公費）が支給される。</p> <p>在宅について は地方自治体により異なる。</p>	<p>施設入所については一定以上の所得・資産を有する者は<u>全額自己負担</u>。</p> <p>低所得者についてはサービスを要する費用の全部又は一部を地方自治体が負担。</p>	<p>施設における食費・居住費用は<u>自己負担が原則</u>。</p> <p>低所得者については社会扶助から支給。</p>	<p>施設における食費・居住費用は<u>自己負担が原則</u>。低所得者には家賃補助等を支給。</p>	<p>メディケアでは一定期間しか給付されず、期間経過後は<u>全額自己負担</u>。</p> <p>自己負担できないと認められる場合はメディケイドで対応。</p>

（※）徴収額は施設により日々であるが900～1,400ユーロ（1ユーロ=130円で12万～18万円程度）